

16 住宅・土地関係

ア 住宅・土地

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 不動産取引価格情報開示の推進	国土交通省	a 現状取引に関するアンケートについての回収率は25%程度と低い水準にとどまっており、「情報は見たいが、自分の情報は開示したくない」という傾向が顕著であるため、今後は情報公開の公益性や社会的責任などを国民に浸透させるよう努めるとともに、回収率向上のための施策を検討する。	一部措置済	措置		◎ (国土交通省) 取引価格情報提供制度に関するパンフレットを作成し、住宅展示場・金融機関・法務局等で配布することにより、広報活動を実施した。また、英語表記による取引価格情報検索サイトを作成し、公開することにより、本制度の認知度の向上を図った。
		b 取引価格情報提供制度について検討する際には、EDINETやJ-REITの情報とリンクを張る、あるいは、一体的にそういう情報も取り入れて提供するなど、価格情報を提供する全体の体系の中で情報を充実させる方策についても検討する。	一部措置済	措置		○ (国土交通省) 平成20年7月24日から、J-REITの情報や東京証券取引所適時開示情報を取り入れた取引価格情報を提供している。
		c 提供される内容について、駅までの距離や用途地域など周辺環境等の状況がわかるものとし、それらを、地図上で重ねて見ることができるようにし、容積率のデータや前面道路のデータを入れるなど使い勝手のよいものとする方策についても検討する。	措置済			◎
		d 取引情報は個人情報をも分に含むことに留意しつつ、まずは地方公共団体の地価担当部局と取引情報の共有化を図る。さらに、取引に関するアンケート調査の回収率の動向を踏まえながら、景観価値の分析等政策目的の範囲内で行政内部で横断的に情報を共有することについて検討する。	一部措置済	措置		○ (国土交通省) 都道府県の地価担当部局に対して、要否を確認の上、平成20年度から、取引価格情報の提供を実施している。さらに、取引価格情報について、政策目的の範囲内で行政内部で横断的に共有することとした。
② 不動産取引に関する運用改善	国土交通省 法務省	a 甲乙丙三者が売買等に関与する場合であっても、「第三者のためにする契約」又は「買主の地位の譲渡」により、実体上、所有権が「甲→丙」と直接移転し、中間者乙を経由しないときには「甲→丙」と直接移転登記をすることが当然に可能である旨を確認し、法務省は、その場合の登記原因証明情報について、各登記所や日本司法書士会連合会、不動産取引の関連団体を通じて、関係者への周知を行った。 しかし、乙が宅地建物取引業者(以下「宅建業者」という。)で丙が一般消費者である場合には、このような契約形態によれば、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」という。)で設けられている消費者保護を目的とする規定が適用されるか否か、あるいはこのような契約形態が宅建業法第33条の2の規定(自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約の締結の制限)に違反するのではないかなどの疑義が生じるなど、不動産取引の現場にはなお一部混乱が見受けられる。そのため、国土交通省等の関連省庁において、一定の契約によって甲から丙への直接の移転登記を行うに際しての障害となる要素を取り除くとともに、これが広く活用されるようにするために関係団体等に対して一層の周知、啓蒙を図る。 【宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令(平成19年国土交通省令第70号)】 【平成19年7月10日国総動第19号国土交通省総合政策局不動産課長通知】	措置済 (7月施行)			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>b 「第三者のためにする契約」を活用し、かつ、乙丙間の契約を他人物の売買契約とする場合、宅建業法第33条の2の規定に抵触することとなるが、乙が他人物の所有権の移転を実質的に支配していることが客観的に明らかである場合等、一定の類型に該当する場合にはこの規定の適用が除外されることが明確となるよう、国土交通省令等の改正を含む適切な措置を講ずる。</p> <p>【宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令(平成19年国土交通省令第70号)】</p> <p>「買主の地位の譲渡」を活用する場合、又は「第三者のためにする契約」を活用し、乙丙間の契約を無名契約とする場合は、不動産登記制度上何ら問題のないことは法務省から既に周知されているが、乙丙間の契約は民法上の典型契約たる宅地建物の売買契約とは異なるため、乙が宅建業者であっても宅建業法の規律を受けないこととなり、丙は消費者保護上不安定な地位にあるため、そのような契約形式による場合には、宅建業者乙に宅建業法上の重要事項説明や瑕疵担保責任の特例等の規制が及ばないことや、瑕疵担保責任については個別の合意に基づく特約によることなど、丙が自らの法的地位を十分に理解した上で無名契約として締結することはもとより望ましいが、無名契約とする場合については、宅建業法で規律するものでない旨についても周知徹底を図る。</p> <p>【平成19年7月10日国総動第19号国土交通省総合政策局不動産課長通知】</p>	措置済 (7月施行)			◎
③ 賃貸住宅市場の整備	国土交通省	<p>a 賃貸住宅における紛争の防止、速やかな解決を図るため、連帯保証人や各種一時金などの市場慣行について実態調査を行い、消費者に対し情報提供するとともに、実態調査結果を踏まえて賃貸住宅標準契約書の見直しを行う。その際、紛争の原因として最も件数の多い原状回復については、標準的な損耗の範囲を具体化するなど、貸貸人、借借人の間の合意形成に有効な方策について併せて検討する。</p> <p>また紛争解決の防止、解決の具体的な手段として、定期借家、保険、債務保証や裁判外紛争処理等を活用する方策について具体的に検討を進める。</p>	検討	結論		○ (国土交通省) 民間賃貸住宅における連帯保証人や各種一時金等の市場慣行の状況等についての実態調査を実施し、平成19年6月に調査結果を取りまとめた。 本実態調査の結果等を踏まえて、賃貸住宅における紛争の防止等を図るためには、紛争処理体制の整備、原状回復査定の手直し、契約内容等の情報を消費者へ提供する仕組みが必要であるとの結論に至ったところである。 平成21年1月に社会資本整備審議会住宅宅地分科会に民間賃貸住宅部会を設置したところであり、上記の制度化に向けて引き続き検討を行う。
		<p>b ファミリー向けの広い賃貸住宅は依然として不足しており、借家に居住する4人以上の世帯の約18%(約46万世帯)が最低居住水準未満となっている。一方で、今後、高齢化社会が進む中で、高齢者の住み替えに伴う持家の賃貸化は、進むものと思われる。これらの問題の解決策として、持家ストックの賃貸化を促進し、ファミリー向けの賃貸住宅として有効活用する方策について検討する。その際、継続的・安定的な家賃収入が得られ、一定期間後に自分のもとへ帰ってくることを前提とし、持家ストックの賃貸化促進の有効策と考えられる定期借家制度の活用策について、今後行われる市場調査の結果を踏まえ、検討を進める。</p>	結論			○ (国土交通省) 居住用の賃貸住宅について、定期借家制度の普及促進方策の検討の参考とするため、その施行状況等に関する実態調査を実施し、平成19年7月に調査結果を取りまとめた。 本実態調査の結果を踏まえて、定期借家制度の普及促進に向け、パンフレットを作成し、関係団体の協力による講習会の開催、インターネットを活用した定期借家制度特集の実施等、情報発信や周知に努めた。

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
④ 借家制度の改善	法務省	a 定期借家制度の見直しに関して、居住用建物について当事者が合意した場合における定期借家契約への切替えは良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法(平成11年法律第153号)において禁止されているが、同法の規定により施行後4年を目途に居住用建物賃貸借の在り方について見直しをして、同法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。また法改正の検討事項として、ア)居住用建物について、当事者が合意した場合には定期借家権への切替えを認めること、イ)定期借家契約締結の際の書面による説明義務の廃止、ウ)居住用定期借家契約に関して借主からの解約権(強行規定)の任意規定化、エ)貸貸人及び賃借人が合意すれば更新手続きだけで契約を延長できる更新型借家契約制度の創設及びその際に契約を公正証書によらずとも締結可能とすること等について議論がなされているところである。所管省庁は、関係省庁と連携しつつ、借家制度運用の実態、制度改正に対するニーズ等に関する調査を踏まえ、定期借家市場の活性化、土地の有効利用を一層図る観点から、論点の整理、具体的な方策の策定に資する情報提供をさらに積極的に行う。	逐次実施			○(法務省) a, bの各検討項目については、平成15年7月以降、与党議員による、法改正に向けた具体的な議論が進められている状況にあり、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査結果」を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項について検討を行う形で進められているものと承知している。
		b 正当事由制度の在り方を見直しに関しても、借地借家法(平成3年法律第90号)上の正当事由について、ア)建物の使用目的、建替えや再開発等の事情を適切に反映した客観的な要件とすること、イ)立退き料を正当事由の要件として位置づけること及びその客観的な算定基準を明確にすることについて法改正の議論があることを踏まえ、同様に、所管省庁は関係省庁と連携しつつ、借家市場の活性化、土地の有効利用を一層図る観点から、論点の整理、具体的な方策の策定に資する情報提供を積極的に行う。	逐次実施			○
⑤ 通勤鉄道における時間差料金制の導入	国土交通省	時間差料金制の導入に伴う制度的課題、プロセス、政策的意義、技術的課題(ICカード技術の活用可能性等)、並びに実験的導入の可能性等について、中長期的に都市や住宅、都市基盤施設などの姿がどうあるべきかという国土政策一般における広範な課題を踏まえたうえで、検討の深度化を図り、具体的課題を抽出するとともに、そこで抽出された具体的課題の克服方法についても併せて検討し、これら課題の取扱いについて検討を進め、極力早期に結論を得る。	継続的に検討			○(国土交通省) 時間差料金制の導入に伴う課題について、学識経験者等からなる委員会(今後の鉄道サービスと運賃政策に関する調査委員会)において検討を行い、次のような内容の結論を得た。 ・鉄道においては、上限価格制のもと事業者の創意工夫による多様な運賃の設定が可能であり、導入に関し制度上の問題があるわけではなく、そもそも規制の問題ではない。 ・ピーク時の需要の分散を図る観点からの時間差料金制の考え方には、一定の意義があるものの、導入に際しては、有効な運賃水準や運賃収受方法等、技術面やプロセスの課題がある ・時差回数券の導入等時間差料金制と同等の取組みを既に鉄道事業者が実施しているが、ピーク時からの利用者のシフトを見出すまでは至っていない。 ・運賃には公共料金として厳しい目が向けられており、導入にあたっては、混雑時にオフピーク時よりも高い運賃を支払っても良いなどの、社会的なコンセンサスが浸透することが前提であるが、現状ではその前提が満たされているとは言い難い。 ・イノベーションの進展に伴いICカードシステムについて新たな展開を迎える可能性が高まることから、時間差料金制を含めた鉄道事業者の取組みについては、引き続き様々な工夫を凝らしながら試行・実施されることが望まれる。

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑥ 住宅購入後の瑕疵に対する被害者救済の仕組みの整備	国土交通省	瑕疵担保責任の履行の確保に関する保険制度、供託、基金等の仕組みについては、建築物の安全性が適切な費用負担のもとに最大限確保されることとなるよう、リスクに応じた費用負担、消費者、業者のモラルハザードの回避、安全性を高める関係者の努力が促進されることとなるインセンティブの付与、関連情報の開示、不良業者の排除の促進等の観点を踏まえ、検討する。 【特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)】	法案成立、公布	一部措置(4月施行予定)	措置(10月施行予定)	○(国土交通省) 平成20年4月より特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部施行し、保険の引受主体として住宅瑕疵担保責任保険法人を指定。(平成21年7月時点5法人)
⑦ 一般道路における道路空間と建築物の立体的利用	国土交通省	経済効率性の高い都市の創造の観点からは、都市部でも細街路の多い地域では、その機能更新の際に複数街区をまとめた開発が必要な場合がある。特に街区の面積が比較的小さい中心市街地を再開発等するときに、複数街区をまとめて一体化し、一定規模の敷地として開発することが求められるケースがあるが、街区間に従前からある一般道路について、通行機能の維持や道路利用者の利便の確保などの観点から廃道することが望ましくない場合が考えられる。このような場合に、街全体の方向性の中で、既存の通行機能を残しつつ、通行者の安全性や利便性、沿道の生活環境等を考慮しながら道路空間と建築物の立体的利用ができるよう、立体的利用が可能となる場合とそのための手続きを明確にし、開発における選択肢を増やすことが求められている。 したがって、廃道するという方法以外にも、道路空間と建築物の立体的利用が可能となるよう、そのニーズの把握を行うとともに適切な手法を選択することが可能となる方策について検討を行う。	平成19年検討、早期に措置			○(国土交通省) 一般道路における道路空間と建築物の立体的利用が可能となる方策を検討するうえでの基礎資料とするため、平成19年度において、都市開発事業を行う民間企業等を対象に一般道路における道路空間と建築物の立体的利用に係るアンケート調査を実施し、ニーズ把握を行うとともに、道路交通の安全性の確保等の観点から、一般道路の上空に建築物を設置する場合の課題抽出等を行ったところ。この結果を踏まえ、引き続き立体的利用のニーズ把握・分析や道路管理上必要な措置に関する検討を行うとともに、沿道の市街地環境の確保等、立体的利用を行う上での課題の分析を行っているところであり、廃道するという方法以外にも、様々な個別ニーズに対応した手法を選択することが可能となる方策について検討中である。
⑧ 土地収用法の積極的な活用等	国土交通省	a 国家的見地から重点的かつ早急な推進が求められる事業については、今般、「収用委員会審理において、事業認定の公益性に関する不服など収用委員会審理に関係のない主張をすることができない」旨を明文化するなど、土地収用法の抜本的な改正(平成14年7月施行)が行われたことを踏まえ、収用委員会において適確な審理の進行が行われるよう、国として収用委員会等に対して一層の周知徹底を図る。また、併せてその用地の取得等に関して事業認定の適期申請ルールや用地取得状況の公表等について国として事業者等に対して周知徹底を図る。 b 近年、土地の明渡裁決の取消訴訟等において、既に出訴期間を徒過した先行処分たる事業認定の違法性が争われ、明渡裁決等の執行停止が提起されるような事例が見られるが、このような行政処分に関する「違法性の承継」を認める場合には、事業認定の法律効果の安定性を損なうおそれがある。 このため、平成13年の改正土地収用法の施行状況やこれまでの判例を注視しつつ、また改正行政事件訴訟法の平成17年4月の施行に伴い、行政処分の早期確定の必要性はますます強まっている状況を踏まえ、違法性の承継の遮断の可否ないしそれに関する規定の設置について、平成19年度中に検討し結論を得る。その検討結果を踏まえて、土地収用法等の改正も含めて、違法性の承継を遮断するために必要な措置を講ずる。	逐次実施			○(国土交通省) 収用委員会における適確な審理の進行については、平成19年度に引き続き、平成20年度の収用委員会連絡協議会ブロック会議(※)等において、改正土地収用法の趣旨を説明するとともに、適確な審理が行われた事例を紹介するなど、一層の周知を図った。来年度においても同様の措置を講じ、適確な審理が行われるよう、さらなる周知を図る予定である。 (※)6月27日:関東甲信越、9月4日:東北・北海道、10月16日:近畿、10月30日:中部、10月31日:中国、11月7日:四国、11月20日:九州 また、事業認定の適期申請ルールや用地取得状況の公表等については、公共事業の効果の早期発現に向け、従来からの取組に加え、国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム(平成20年3月)において、用地・補償の円滑化策として「用地幅杭打設から3年又は用地取得率が80%になったときのいずれか早い時期までに事業認定申請手続に移行すべき」というルールを周知徹底するとともに、用地取得の進捗状況等公表を図る。」旨位置付け、公表するとともに、各種会議を通じて事業者等に対し周知徹底を図っている。
			平成19年検討、早期に措置			○(国土交通省) 平成19年度、「土地収用制度における事業認定の法的効果の早期確定に向けた検討会」(全10回開催)において、違法性の承継の遮断の可否ないしそれに関する規定の設置について検討した結果を踏まえて、引き続き、違法性の承継を遮断するために必要な措置等の検討を行っているところである。

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑨ 大規模店舗等の立地コントロールの適正化	国土交通省	郊外部において、大規模店舗等の立地を都市計画、建築規制等による新たな法的仕組みでコントロールしようとする試みについて、既存の競合する店舗等との競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護となるようなことがあってはならず、環境悪化、交通渋滞の激化、都市基盤施設の利用効率の低下、集積による利便の増進等の土地利用の外部性をコントロールする観点から運用されるようにする必要がある。 大規模店舗等の立地コントロールが適正に行われるようにするためにガイドラインを発出することにより、地方公共団体に対し、技術的助言を行う。 【平成19年6月1日国都計第27号国土交通省都市・地域整備局都市計画課長通知】	措置済			◎
⑩ 容積率規制の見直し等	国土交通省	a 国土交通省にて平成16年度から実施している容積率制限とインフラ負荷との関係の調査については、都心・郊外、終日・ピーク時・昼間時、平日・休日、交通手段等ごとに、建築物の用途別の交通インフラ負荷の大きさを分析するとともに、日常時のみならず災害等の緊急時の状況に関しても、検討する。	検討	検討		○ (国土交通省) 建築物の用途別の交通インフラ負荷について、都心・郊外、終日・ピーク時、昼間時、平日・休日、交通手段等ごとに調査・分析を実施するとともに、災害インフラ負荷への対応方策等について検討しているところ。
		b 従来、容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限と良好な市街地環境の維持とされてきている。他方、景観に関する規制は、地域の良好な景観形成を図るため、建築物の形態意匠、高さ等の規制を行うものであるが、結果として容積率や建築物の高さなど希少な都市空間を過度に抑制する方向で機能しないよう、景観価値と景観価値を守ることににより失われる利益の双方を分析する手法について引き続き検討を行い、一定の成果を得て、自治体に対してその成果の活用に関して、情報の提供・助言を行う。 【「景観形成の経済的価値分析に関する検討報告書」及び「建築物に対する景観規制の分析手法について」の公表(平成19年6月15日)】	措置済			◎
		c 建築基準法(昭和25年法律第201号)上、エレベーターの床面積は着床する階数分が容積率に算入されているが、容積率規制の趣旨及び経緯を踏まえ、エレベーターの床面積の容積率への算入方式の在り方について積極的な検討を行う。	継続的に検討			
⑪ 公営住宅の管理運営の円滑化	国土交通省	a 収入超過者に課される割増家賃の算定基準となる近傍同種の住宅の家賃が民間賃貸住宅の市場家賃と乖離している状況を是正し、収入超過者の自主的な退去を促すインセンティブとして有効に機能するようにするため、近傍同種の住宅の家賃の算定の際に、礼金や更新料等の要素を加味している賃貸事例比較法に基づいた算定方法を考慮した上で、どの地域でも市場家賃と同水準となるよう検討し、措置する。	措置			○ (国土交通省) 平成19年度には、近傍同種の住宅の家賃の算定要素のうち、全国一律に設定されている1年当たりの敷地の利回りについて、地域別に市場家賃を勘案した数値に見直しを行った。 〔「平成8年建設省告示第1783号の一部を改正する告示」(平成20年3月31日国土交通省告示第410号)〕 また、平成20年度には、既存の住宅を公営住宅として借り上げる場合の近傍同種の住宅の家賃の算定にあたり、平成19年度に地域別に設定を行った1年あたりの敷地の利回りについて、事業主体の裁量により、住戸毎に補正できることとした。 〔「平成8年建設省告示第1783号の一部を改正する告示」(平成21年3月26日国土交通省告示第329号)〕 これらにより、近傍同種の住宅の家賃と市場家賃が乖離している状況を改善するための措置を講じた。
		b 単身の高齢者世帯が広い住宅に居住するなど、居住状況にミスマッチが生じている場合に、入居希望者がいる地域においては、許容規模を超える住居に居住している入居者の自主的住替えを促すため、許容規模を超える部分については、近傍同種の住宅の家賃と同水準の割増家賃を課すことを義務付けるよう通知を発出する。 【平成19年6月1日国住備第13号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知】	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容							
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	
			19年度	20年度	21年度		
⑫ 区分所有法の建替え決議要件に係る調査	法務省 国土交通省	<p>老朽化マンションや損傷を受けたマンションの建替えの促進が求められている。</p> <p>マンション建替えの際の決議要件を定めた建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)が平成14年に改正され、建替え決議要件の見直しが図られたところであるが、改正後の決議要件においても建替えのために必要な区分所有者の同意(区分所有者及び議決権の各5分の4以上)が得られなかったために建替えが進まない場合がある、特に人数要件が制約になったり、5分の4という要件が重過ぎたりするという意見を踏まえ、法務省は、国土交通省との密接な連携の下に、決議要件のあり方の検討のために、同改正以降に建替えのあったマンションや何らかの支障があつて建て替えができなかったマンションを含め、また、実務者へのヒアリング等により、当初から建替えを断念した事例等を踏まえつつ、老朽化マンション等の建替えの実態を調査するとともに、決議要件の緩和が老朽化マンション等の建替え促進にどの程度寄与するのかな等を調査する。</p> <p>その際、区分所有者及び議決権の各5分の4という特別多数決要件は過大なのではないか、区分所有者数による多数決要件は必要なのかどうかといった論点を含む調査を行い、できる限り早期に基本的方向等について検討し、結論を得る。</p>	調査実施	調査実施	平成21年度以降できる限り早期に検討・結論	○(法務省・国土交通省) 法務省において、国土交通省との密接な連携の下に、建替え決議要件のあり方の検討のために、平成19年度から20年度にかけて、老朽化マンション等の実態調査としてアンケート調査を行い、その結果を取りまとめて平成20年11月に公表し、さらに、詳細について関係者からのヒアリング等を実施した。平成21年度は、これらの調査結果を踏まえた検討を行っていく予定である。	
⑬ 建替え決議がされたマンションにおける賃借人の建物明渡しに係る調査	法務省 国土交通省	<p>マンション等の区分所有建物の建替えにあたり、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第62条に規定する建替え決議がされた場合、当該区分所有建物の所有者は建物の取り壊しができるように、専有部分の明渡しをしなければならないところ、専有部分の占有者が賃借人であったときは、賃貸借契約の解約申入れ・更新拒絶等をして賃借人に対して明渡しを求めなければならないが、その際、その区分所有建物について建替え決議がされていることは正当事由の考慮要素として位置づけられている。この点について、明渡しを求めるには裁判等によって解決せねばならず、賃借人の存在により建替え計画が停滞してしまう場合があるという意見を踏まえ、所管省庁(法務省・国土交通省)において、建替え決議がされたマンションにおける賃借人の建物明渡しに係る実態を調査する。</p> <p>その際、賃借人の存在に係る諸事情が建替え事業の進捗を阻害する要因になっているのではないかという論点を含む調査を行い、できる限り早期に基本的方向等について検討し、結論を得る。</p>	調査実施	調査実施	平成21年度以降できる限り早期に検討・結論	○(法務省・国土交通省) 所管省庁において、平成19年度から20年度にかけて、建替え決議がされたマンションにおける賃借人の建物明渡しに係る実態の調査としてアンケート調査を行い、その結果を取りまとめて平成20年11月に公表し、さらに、詳細について関係者からのヒアリング等を実施した。平成21年度は、これらの調査結果を踏まえた検討を行っていく予定である。	
⑭ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の運用の適正化	国土交通省	a	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号。以下「円滑化法」という。)は、権利変換計画の認可申請に当たり、権利変換計画への抵当権者の同意を求めており、当該同意が得られない場合には、「損害を与えないようにするための措置」等を記載した書面の添付を求めているが、この内容が不明確なため、事実上抵当権者の同意が必要となっている場合がある。この内容については法律施行時の通知により一定の措置を例示しているが、権利変換の手續の円滑化を図る観点から「損害を与えないようにするための措置」についてさらに具体的な例示を検討し、その成果を認可権者である都道府県に対し周知する。 【平成20年3月31日付け国住マ第43号国土交通省住宅局市街地建築課長通知】	検討・結論			◎
		b	隣接施行敷地所有者及び借地型マンションにおける底地所有者が建替後マンションの区分所有権等を取得するためには、参加組合員として事業に参加するか、組合員全員の同意を得て特定分譲を受けることが必要であると考えられているため、当該者にマンション建替え事業に参画するインセンティブが働いていない。このため、組合員全員の同意がない場合においても、円滑化法に基づき、区分所有者等と同等に特定分譲を受けることができる旨を周知徹底する。 【平成19年12月25日国住マ第32号国土交通省住宅局市街地建築課長通知】	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑮ 競売の民間開放について	法務省	平成17年12月に発足した「競売制度研究会」において、これまでの米国その他の諸外国における民間競売制度等についての調査検討、我が国における現行の裁判所による競売制度についての実情等を踏まえ、抵当権者、債務者、一般債権者等の利害関係者の正当な利益保護、手続の合理化・迅速化、実務界のニーズがあるかどうか、あるとすればどのようなニーズがあるか等に留意し、我が国の競売制度の改善策として取り入れるべき点がないか、取り入れるべき点があるとすればどのような内容が考えられるかについて、関係機関との密接な連携の下に検討を行い、結論を得る。	検討・結論			◎
⑯ 不動産競売における反社会的勢力の介入排除のための方策	法務省 警察庁	現在の不動産競売手続において、反社会的勢力の排除については、民事執行法第65条等の規定において配慮がなされているところであるが、反社会的勢力が一般企業を装ったり、その関係者・代理人等を通じて物件を競落し、転売するなど、競売制度を利用して資金を獲得しているという実態がある。法務省、警察庁において、関係機関との密接な連携の下に、反社会的勢力やその関係者における不動産競売への介入に対する問題点と有効な対策について検討を開始し、できる限り早期に結論を得る。		検討開始		○ (法務省、警察庁) 法務省及び警察庁において協議を行った上、最高裁判所等の関係機関と連携を取り、反社会的勢力やその関係者における不動産競売への介入に対する問題点と有効な方策についての検討を開始した。
⑰ 用途地域内の建築物の用途制限の見直し	国土交通省	建築基準法による用途規制の方法は、業態や外形基準によるものが主となっており、ライフスタイルの多様化を始めた社会・経済情勢の変化等へ弾力的かつ機動的に対応するため、求められる性能に基づく合理的な用途規制方策の在り方について、調査・検討を開始する。	検討	検討		○ (国土交通省) ライフスタイルの多様化をはじめとした社会・経済情勢の変化等へ弾力的かつ機動的に対応し、求められる性能に基づく合理的な用途規制方策の在り方を検討するため、現行の許可制度の運用実態、トラブル・訴訟事例等に関する調査を実施したところであり、今後引き続き、求められる性能に基づく合理的な用途規制方策の在り方について、調査・検討を行う。
⑱ 用途規制方策の在り方の具体的検討	国土交通省	用途地域において守られる環境が明確となり、公正かつ合理的な用途規制を実現するために、その地域に適した周辺環境への影響度合い等を考慮した性能に基づく用途規制方策の在り方について、より具体的に調査・検討を進める。 また、その建築行為の周辺に対するプラスの効果とマイナスの効果とのバランスにより、弾力的に運用する方策についても合わせて検討を開始する。	検討	検討		○ (国土交通省) 地域に適した周辺環境への影響度合い等を考慮した、性能に基づく用途規制方策の在り方や、建築行為が周辺に与えるプラス・マイナスの効果を加味した用途規制の弾力的な運用方策について検討するため、現行の許可制度の運用実態、トラブル・訴訟事例等に関する調査を実施したところであり、今後引き続き、性能に基づく用途規制方策の在り方について、具体的な調査・検討を進める。
⑲ 密集市街地等における老朽化した建築物の建替促進の検討	国土交通省	密集市街地等においては、老朽化した建築物(既存不適格建築物や接道不良建物等を含む。)の建替えが進まない為に、地域の環境、防災上大きな問題となっている。このため、当該建築物の建替えを促進するための方策が必要であり、さらに、一定の地域への貢献がある場合に、地域の合意を前提として、建築規制等の制限を緩和することについて、建替え促進のための事業等の仕組みを含め検討を開始する。 【都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成19年法律第19号)】	措置済 (9月施行)			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑳ 地図情報の民間開放の推進	国土交通省	現在の測量法(昭和24年法律第188号)は、地図が紙ベースであった時代に作られており、地図及び地図情報の利用環境について、今日のデジタル地図を広範に利用する社会に十分適合したものとなるように見直していく必要がある。また、民間が、基本測量成果(すべての測量の基礎となる測量で国土地理院の行うものにより得られた測量成果)、公共測量成果(測量に要する費用の全部若しくは一部を国又は公共団体が負担し、若しくは補助して行う測量により得られた測量成果)を利用しようとした場合、その目的に応じて、複製承認(測量法第29条、43条)、使用承認(測量法第30条、44条)の申請を、国土地理院の長、測量計画機関の長に対し行うこととなっており、その際の手続きが、IT時代の今日の視点からは煩雑となっている実態が指摘されている。 このため、地図を活用した民間のビジネス機会を拡大し、営利目的・非営利目的を問わず、複製を含めてより簡単、迅速な利用を可能とするため、以下の点について検討する。				
		a デジタル地図を広範に利用する社会に適合するとともに、地図及び地図情報について民間が測量する場合も含め、利用者が利用しやすい環境を構築するために、法制面も含めて検討する。 【測量法の一部を改正する法律(平成19年法律第55号)】	法案成立、公布	措置(3月施行予定)		◎
		b 複製承認、使用承認手続きについては、承認を一部不要とするなど手続きを簡素化し、民間による基本測量成果、公共測量成果の利用を活性化させる方策について検討する。 【測量法の一部を改正する法律(平成19年法律第55号)】	法案成立、公布	措置(4月施行予定)		◎
		c 基本測量成果、公共測量成果については、適正な対価を支払えば、営利目的でそのまま複製する場合であっても複製可能とするという方法を含め、測量成果の流通を促進するための対価及び利用制限のより効率的な在り方について検討する。 【測量法の一部を改正する法律(平成19年法律第55号)】 また、公共測量成果に関しては、上記b及びcを公共団体に周知するためのガイドラインの作成等についてもあわせて検討する。	法案成立、公布	措置(4月施行予定)		◎
			措置			◎
		d 基本測量成果のみならず、公共測量成果についても、広く一般(企業/個人)に対して、国土地理院が一括して提供するという測量成果のインターネット上でのワンストップサービスを早期に実現すべく検討を進める。例えば、電子媒体にダウンロードして使用できるなど、デジタル情報として活用範囲の広がるようなシステム構築を考慮する。 【測量法の一部を改正する法律(平成19年法律第55号)】	法案成立、公布	措置(4月施行予定)		◎
		e 測量の重複排除を進め、効率的な地図更新を行うために、民間も含めて、国土地理院以外が行った測量の成果をより多く基本測量成果、公共測量成果の更新に活用する方法について検討する。	措置			◎
㉑ 都心部における混合用途地域の創設の検討等	国土交通省	a 従来、容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限と良好な市街地環境の維持とされてきているが、中期的には、都心部における容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限とし、良好な市街地環境の維持は形態制限により担保する方向を目指すことを始め、用途地域制度などの目的やそれを実現するための手法に関する基本的な検討をする。その際には、都心部における複合的な用途を積極的に誘導する「混合用途地域」の創設等についても検討する。	検討	検討		○(国土交通省) 混合用途地域の創設等、容積率規制制度の在り方について、モデルケースを含め、基本的な検討を実施中。
	国土交通省及び関係省庁	b 上記aの容積率制限に関する検討に当たっては、以下のような分析・検討を行う。 (1) 住宅、事務所、店舗等の用途別のインフラ負荷を時間帯別に定量的に分析する。 (2) (1)の結果を踏まえ、複合的用途がどれだけのインフラ負荷を正味で及ぼすかを分析する。 (3) ソフト面のインフラ対策の可能性と効果についても研究、検討を行う。	検討	検討		○(国土交通省) 建築物の用途別及び複合用途建築物の交通インフラへの負荷について調査・分析を実施するとともに、ソフト面のインフラ対策の可能性について検討しているところ。

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
22 空港の事業評価の情報開示	国土交通省	事業評価制度の導入前に着手された空港整備事業については、新規採択時の評価は実施されていないので、空港整備事業の透明性をより一層高めるとともに、都市の利便性や競争力の向上に資する都市部の空港に対する国民の理解の向上を図るため、事業に要した費用、加えて主要空港については便益を分かりやすい形で公表していく。	逐次実施			○(国土交通省) 高知空港滑走路延長事業について、平成20年度に事業評価を実施し、公表した。
23 都市交通基盤等の整備	国土交通省	a 国際的水準の都市づくりを実現するためには、整備が進んでいない都市計画道路について、整備目標年限を定めた上で、その早期達成に努めることが重要であるため、公共用地取得に係る財源確保及び執行体制の強化を図る。	逐次実施			○(国土交通省) 平成21年度当初予算において、道路事業全体(街路事業含む)で1,746,636百万円を計上しているところ。
		b 完了期間宣言路線といった取組を拡大して、完了・供用時期を明示し、供用を早める取組を強化する。	逐次実施			○(国土交通省) 「完了期間宣言路線」の追加公表を含め、完了・供用期間を公表し、供用を早める取組を更に進め、これを重点的に支援した。
24 都市再生のための関連施策の一体的推進	金融庁 総務省 財務省 国土交通省	都市再生のため、土地の流動化を図る観点から、例えば、多様な主体の不動産証券市場への参加促進による不動産市場の活性化等、投資促進の観点から規制の見直しや、予算、税制の活用を行う。	逐次実施			○(総務省) 平成15年度より、土地の取得に係る不動産取得税の税率の引き下げ(23年度までの措置)、特別土地保有税の課税停止、都市再生特別措置法に関連した税制措置等の措置を講じているところ。 (財務省) 既存の特例措置の活用を図るほか、平成16年度税制改正において、土地譲渡益に対する税率の引下げ(長期譲渡所得26%→20%)等の措置を講じた。 また、平成17年度税制改正及び19年度税制改正において、都市再生特別措置法の改正に伴う税制措置を講じた。
25 重畳的規制の整理・合理化	総務省 国土交通省	a 排煙設備は、人命を守り火災により発生した煙を排出するための設備であるが、消防法の規定が消火活動上の支障とならないようにすることを目的としている一方、建築基準法の規定は避難上支障とならないようにすることを目的としている。沿革的には、当初は消防法のみ規定があったものであるが、次第に建築基準法の規定が整備されてきたため、現在の運用では、両法が適用される場合でも、概ね建築基準法の基準で設定すればよいとされている。今後とも、このような例においては、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合い、法令改正等により必要が生じた場合には、統一的な運用を行うために必要な手続を所管省庁間で定め、外部に公表する。	検討、逐次実施			○(消防庁) 消防庁では、昨年度までの性能規定化に関する検討の結果を踏まえ、消防用設備等の一つとして加圧防排煙設備を位置付けるとともに、特別避難階段附室と非常用エレベーター乗降ロビーを兼用できるよう、新たに省令・告示を制定する予定としているところ。 (国土交通省) 国土交通省では、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合って検討を行っているところであり、学識経験者からなる検討委員会(性能協議会技術委員会防火分科会)における消防法加圧防排煙設備の概要と基準法での対応方針についての検討を踏まえ、加圧防排煙システムに関する建築基準法関連告示を改正するため、平成21年3月5日からパブリックコメントの募集を実施しているところ。
		b 建築基準法においては、スプリンクラー設備が設置されている場合に防火区画や内装不燃化の緩和ができるとされ、消防法においては、逆に防火区画された小区画室についてはスプリンクラー設備の設置が免除されている。このように、代替的な内容の規定相互間においては今後とも、技術水準の向上等を踏まえつつ、必要が生じた場合には、整理・合理化を推進する。	検討、逐次実施			○ 上記aのとおり、必要な措置を講じているところ。

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
26 加圧防排煙システムに係る 手続の見直し	国土交通省	a 加圧防排煙システムについては、大臣認定によらず、建築主事等による建築確認により採用することができるよう技術的可否を含め検討する。その際、排煙設備は一般空調用の換気ファン(排気ファン)を兼用できるよう検討する。	措置 (できるだけ 早い時期)			○(国土交通省) 学識経験者からなる検討委員会(性能協議会技術委員会防火分科会)における消防法加圧防排煙設備の概要と基準法での対応方針についての検討を踏まえ、加圧防排煙システムに関する建築基準法関連告示を改正するため、平成21年3月5日からパブリックコメントの募集を実施しているところ。
	総務省 国土交通省	b 加圧防排煙システムを採用する際に、避難階段附室と非常用エレベーターロビーを兼用できるよう、消防法の性能規定化の中で検討するとともに、その結果を踏まえて、建築基準法においても附室とロビーの兼用を検討する。	逐次検討			○(消防庁) 消防庁では、昨年度までの性能規定化に関する検討の結果を踏まえ、消防用設備等の一つとして加圧防排煙設備を位置付けるとともに、特別避難階段附室と非常用エレベーター乗降ロビーを兼用できるよう、新たに省令・告示を制定する予定としているところ。 (国土交通省) 国土交通省では、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合って検討を行っているところであり、学識経験者からなる検討委員会(性能協議会技術委員会防火分科会)における消防法加圧防排煙設備の概要と基準法での対応方針についての検討を踏まえ、加圧防排煙システムに関する建築基準法関連告示を改正するため、平成21年3月5日からパブリックコメントの募集を実施しているところ。
27 地籍調査の積極的推進等	国土交通省	土地情報の基礎である地籍の明確性は、都市再生の円滑な実施の前提条件であることから、その実施率が低い都市部において、一定の目標に向けて計画的集中的に地籍調査を行えるよう、財源確保及び外部専門技術者の活用等執行体制の強化を図る。	逐次実施			○(国土交通省) 平成14年度から、専門技術者の積極的活用等を内容とする都市再生地籍調査事業を実施している。 また、平成16年度から18年度にかけて全国の都市部において国直轄による都市再生街区基本調査を、平成19年度からは引き続き都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)を実施(平成20年度は45市区町で実施)し、進捗が遅れている都市部の地籍整備を集中的に進めている。
28 公的土地の有効活用	国土交通省	地方公共団体等の公的主体が所有する公営住宅等の用に供する土地が必ずしも有効に活用されていないという実態を踏まえ、PFI事業の積極的推進等により、民間施設も含めた複合・高度利用を推進し、都市を中心とした、公的主体が所有する土地の有効活用を図る。	逐次実施			○(国土交通省) 公営住宅等のPFI事業については、21事業が進行中。
29 地震保険制度の在り方の 見直し	財務省 金融庁	地震発生時の国家全体の被害を最小化にするため、事前の自主的な耐震化に資するとの観点から、関係省庁等の密接な連携の下に、現在の地震保険制度における保険料率等の在り方について、改善すべき点があるかどうか、改善すべき点がある場合に他に考慮すべき点はあるか等について総合的に検証を行い、可能な限り早期に保険料率改定のタイミングに向けて結論を得る。		検討開始		○(財務省、金融庁) 地震保険制度における保険料率等の在り方について、関係省庁等間で、検討の場を設けて検討を行っているところ。

イ 公共施設・サービス等の民間開放の促進

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 河川占用許可の弾力化	国土交通省	a 河川占用許可の弾力化については、都市再生プロジェクト(大阪市、広島市)における取組に関して、経済合理性の観点から、利活用に伴う利用者の負担の適正化を図りつつ、地域合意の下社会実験を実施するとともに、その実施状況を見守りつつ、地域の要望があった場合には、治水上の安全性を始めとした河川管理上の支障が無く、かつ地域の合意形成が図られた場合について、こうした社会実験を拡大するための措置を講ずる。	逐次実施			○(国土交通省) 社会実験として、河川管理者が許可できる占用主体及び占用施設の対象範囲を弾力化する特例措置を内容とする「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」(国河政第98号国土交通事務次官通達)を平成16年3月23日に発出し、道頓堀川(大阪市)、京橋川等(広島市)、堀川(名古屋市)、利根川(香取市)、堂島川等(大阪市)、那珂川等(福岡市)を当該通達に基づく実施区域として指定し、これらの区域において順次社会実験を実施し、都市再生等に貢献しているところである。 また、河川敷地の利用に対する地域からの要望に幅広く応えていくため、社会実験として実施できる対象施設を拡大するなど更なる弾力的運用を内容とする「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」の一部を改正する通達(「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」の一部改正について(国河政第74号国土交通事務次官通達))を平成21年1月28日に発出し、社会実験を平成23年度まで引き続き実施し、24年度以降の恒久制度化を目指すこととしたところである。
		b 地域の賑わい創出のために、既得権益化の排除や河川空間整備を一層推進するための新たな財源確保の方策等のスキームを検討し、結論を得る。	結論			○(国土交通省) 社会実験として、河川管理者が許可できる占用主体及び占用施設の対象範囲を弾力化する特例措置を内容とする「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」(国河政第98号国土交通事務次官通達)を平成16年3月23日に発出し、その通達において、既得権益化の排除や河川空間整備を一層推進するための財源確保の方策として、社会実験を実施し、占用户等が占用施設から施設利用料を得る場合は、当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に用いることとする措置を講じている。 現在、道頓堀川(大阪市)、京橋川等(広島市)、堀川(名古屋市)、利根川(香取市)、堂島川等(大阪市)、那珂川等(福岡市)において順次社会実験を実施し、その6地域においては、本措置に基づいて施設利用料を得て施設の維持管理等を実施しているところである。

ウ その他

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 事業用定期借地権の存続期間の上限の引上げ	法務省 国土交通省	事業用定期借地権の活用実態に関する調査の結果を踏まえ、今後、民間事業者の情報提供協力を得て、存続期間の上限を引き上げることについての弊害の有無を見極めるなどした上、その是非を検討する。 【借地借家法の一部を改正する法律(平成19年法律第132号)】	措置済 (1月施行)			◎
② 公有地の信託事業の場合の公共用施設の建設等の制限の緩和	総務省	地方公共団体の公有地において、公用・公共用施設の建設等を目的とする信託を可能とすることについて検討し、結論を得る。	結論			○(総務省) 地方公共団体が公用又は公共用施設の建設等を主たる目的とする信託を行うことについては、本来これらの施設等の建設が地方公共団体の責任と負担において行われるものであることを基本としつつ、PFI制度や公の施設の指定管理者制度のように、地方公共団体と民間が協働した公用又は公共用施設の建設・管理運営等の手法が創設されている状況にも鑑みて検討してきたところである。 なお、平成18年の地方自治法改正により、有価証券の信託を可能とするとともに、行政財産である土地についても貸付等を行うことができることとし、当該土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められる建物等を所有することを目的とした貸付等を行うことが可能となったところである。
③ 用途地域による水素貯蔵量の制限スタンド規模の制約の見直し	国土交通省	建築基準法の下では、水素供給スタンドについて、用途地域ごとに水素貯蔵量の制限があり、市街地にスタンドを建設する場合は小規模にならざるを得ないが、燃料電池自動車の普及の観点から、制限数量の増加見直しの可否について検討する。	結論			○(国土交通省) 圧縮水素の貯蔵量が制限数量を超える場合における建築基準法第48条ただし書に基づく許可制度の活用に関しては、「水素インフラに関する安全技術検討委員会(事務局: (財)石油産業活性化センター)」で検討が進められている水素供給スタンドの安全に関わる技術基準の策定を待ち、この基準を踏まえて、技術的助言として通知を行う予定。
④ 建設業に係る許可申請の電子化	国土交通省	建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。		逐次実施		-(国土交通省) 平成18年7月に国土交通省及び都道府県をメンバーとする委員会を設け、国及び都道府県が共同利用している建設業許可審査用のシステムについて、電子申請の実現等も視野に機能拡充等を検討。 電子申請の実現に向けた機能拡充の実施については機能拡充に伴う行政庁の費用負担増等がネックとなり、都道府県の同意が得られない状況となっている。
⑤ 宅地建物取引業に係る免許申請の電子化	国土交通省	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	措置済			◎
⑥ インターネットを利用した登記情報提供システムの利用時間の延長	法務省	インターネットを利用した登記情報提供システムの利用時間の延長については、レガシーシステムの見直しに係るシステム最適化の計画の中で実現すべく、平成16年度以降検討する。	措置済			◎
⑦ 工場立地法における工場等の立地に関する準則の特例	経済産業省	工場等の立地に関する準則については、自治体からの要望や実需なども踏まえつつ、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定がより一層可能となるよう、措置する。 【企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)】	措置済 (6月施行)			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑧ 固体酸化物型燃料電池 SOFCの実証実験を円滑に行うための規制緩和	総務省	固体酸化物型燃料電池(SOFC)について、平成19年度に消防法令上の規制のあり方について検討・検証を行い、その結果を踏まえ、建築物等からの保有距離等について所要の措置を講ずるものとする。	一部措置 済	措置		◎ (総務省) 固体酸化物型燃料電池(SOFC)について、平成18年度にハザード評価を行い、「十分な厚みをもつ断熱材被覆によるパッケージ表面温度の異常高温防止」という安全対策を講じることにより安全性が確保されること及び実機で「排気ガスの安全性試験」を実施し、取得した実データからも異常で危険な状態にならないことを確認した。 固体酸化物型燃料電池(SOFC)は現在、消防法上の規制の対象外であることから、要望者が要望する実証実験を行う上での障害とはなり得ないことを平成20年度に総務省から要望者へ伝達、要望者の了承を得た。
⑨ 電気工事士法及び電気工事の業務の適正化に関する法律の対象となる電気工事の範囲の見直し	経済産業省	電気工事士法及び電気工事の業務の適正化に関する法律の規制対象となる電気工事の範囲について、安全性を確保しつつ検討を行い、必要があると判断された場合は見直しを図る。		検討・結論		◎ (経済産業省) 電気工事の範囲について見直しを行った結果、平成20年12月3日付け公布経済産業省令第86号にて電気工事士法施行規則の改正を行い、金属製以外のボックス、防護装置の取り付け、取り外しの作業を「電気工事士が行うべき電気工事」から「軽微な作業」にする等の変更を行った(平成21年2月1日施行)。
⑩ 道路附属物駐車場について指定管理者制度による利用料金制度を実施することが可能であることの明確化	国土交通省	道路附属物駐車場について、駐車場の利用に係る料金を指定管理者の収入として帰属させることが可能であることを道路管理者あてに書面により通知する。	措置			◎ (国土交通省) 普通地方公共団体は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に道路附属物駐車場の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることを道路管理者宛に書面により通知した。 『利用料金制度による道路附属物自動車駐車場等の管理について』(平成20年3月31日付け国道政第36号国道国防第130号国道地調第13号、道路局路政課長、国道・防災課長、地方道・環境課長通知)
⑪ 道路廃止に伴う不用管理物件の管理期間の短縮	国土交通省	廃止された道路を利用していた者の利益保護及び他の道路管理者が別の道路として使用する機会が確保できるよう、一般的な考え方を整理のうえ、道路廃止に伴う不用管理物件の管理期間の短縮が可能となるよう措置する。	速やかに措置			◎ (国土交通省) 不用物件の管理期間の短縮を図ることとし、道路法施行令を改正(平成21年4月30日施行)。